

一 就業時間変更ノコト

イ 始業終業時間ノ復舊

ロ 休憩時間十時及ヒ三時ハ十五分正午ハ四十分間

一 労働組合ヲ確認ノコト

右 要 求 ス

大正十五年二月十八日

代表

西山角次郎

前内謙三

宮沢午次

布施章

殿

別 記 (三)

罷業聲明書

吾吉安工場ハ好景負時代ハ莫大ナル利益ヲ得テアリシカニシテ
買入ノ余波ト後業ノ労働条件ノ低下ヲ以テ其ノ利益ヲ減ハントシテ
吾等ノ労働条件ヲ低下サセ更ニ生活ノ不安ニ脅カサレツアル者
ハ生活ヲシテ愈々困窮ニ陥ルレバアリレタメテ吾等ハ生活不安ニ
サントシテ左ノ要請條項ヲ組合ヲ向テ工場主ニ提出シメ

- 一 退職手当金並ニ解雇手名ヲ別定サレタリ
- 一 臨時休業ノ場合ハ本給ヲ支給サレタリ
- 一 労働組合ヲ確認サレタリ
- 一 其他四ヶ条

然ルニ其ノ嘆願書ヲ呈呈日(十七日)一顧モ興ヘス矣キ返シタノテアル吾等ハ
殊ノ誠意ナキ處至ニ并ニテ止ムヲ得ヌ要求書トシテ右嘆願書ヲ十八日工場
主ニ提出シ回答ヲ十九日正午迄ニセラレタキ旨ハ其ノ回答ヲ待ツタノ
テアル然ルニ工場主ハ二十二日ニ至リ修正案ヲ出シテ其回答ニハ吾等ノ
生命トスル處ノ労働組合ヲ否認シ其他ノ條件ニモ全ク誠意ナキ回答ヲシ
果性ニ工場主ノ如キ泣キコトヲ並ハテ吾等ノ要求書ヲシテ労働組合トシテ吾等